

清風会	あびこ未来	公明党	政策グループあびこ	緑政
<p>●委員会活動 【委員会の運営と設置】 ● 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下、「委員会」と言う。）は、その特性を活かした運営に尽くし、所管に係る諸課題に対して適切且つ迅速に判断・対応するよう努めるものとする。 ● 議員は、委員会審査に当たって市民にわかりやすい質疑、質問、発言を行うよう努めるものとする。</p>	<p>●委員会活動 <委員会の適切な運用> 議会は、市政の諸課題を適正に判断し、委員会の専門性と特性を活かした適切な運営に努めなければならない。 議会は常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。 委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開し、市民にわかりやすい議論を行うように努めなければならない。 委員会は、委員会条例に定めるところにより公開しなければならない。</p>	<p>●委員会活動 ・議会は、市政の諸課題を適正に判断し、委員会の専門性と特性を活かした適切な運営に努めなければならない。 ・議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用できるものとする。 ・委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開し、市民にわかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ・委員会は、委員会条例に定めるところにより公開しなければならない。</p>	<p>●委員会活動 ～委員会の活動について～ ・議会は委員会の運営に当たり、資料等を積極的に公開し、市民に分かり易い議論を行うよう努めなければならない。 ・委員会は、社会経済情勢の変化等によって生じる行政課題に、適切かつ迅速に対応するため、積極的な調査研究に努めなければならない。 ・委員会は、公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用し、審議の充実に努めるものとする。 ・委員会は、政策立案及び政策提言を積極的に行うものとする。 ・委員会は、会期中に開催する委員会において、当該委員会が所管する事項について、市長その他の執行機関に属する審議会等の開催状況に関する報告を求めることができる。 ・委員長は、議員間の自由討議による合意形成に努め、委員長報告に当たっては、審議過程における論点や争点等を明確にするよう努めるものとする。 ・委員会は、審査の経過又は結果を説明し、市民との情報共有を図るべく、出前講座（出前委員会）を積極的に行うよう努めるものとする。</p>	<p>●委員会活動 1. 委員会は常任委員会、特別委員会に分けられるが、常任委員会においては、執行部提案の委員会付託議案の審査を第一とし、所管に関わる質問もできるとの立場からその質問は過去の行政事案の検証のみならず、未来を議論する場にしなければならない。 2. 委員会の審査にあたっては、資料等は積極的に公開し、市民にわかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 3. 委員会は、政策立案や政策提言を積極的に進めていく上でも執行部側との勉強会を適宜実施する。併せて、先進自治体の具体的事例についても、広く調査研究に努めるものとする。 4. 委員会は、広く市民の意見を尊重する一方、大多数のサイレントマジョリティーの市民の意向も慎重に勘酌判断していくべきである。 5. 委員長は、未来志向の建設的議論を前提として、公平公正な委員会運営を行うものとする。</p>

<p>●議会及び事務局体制の充実</p> <p>【議会と議会事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 議会は行政の監視・評価、政策提案・政策立案能力の向上を図るため、研修の充実強化を図るものとする。 ● 議員は行政の監視・評価、政策提案・政策立案能力の向上を図るため、研修及び調査研究に努めるものとする。 ● 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理し、その充実に努めるものとする。 ● 議会は、調査活動、政策提案・政策立案能力の向上と議会活動を円滑且つ効率的に行うため、議会事務局の機能強化及び組織体制の充実をは図るものとする。 ● 議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるための体制整備並びに議会広報活動の充実強化に努めるものとする。 ● 議会は、政策等の形成及び広域的な課題の解決に資するため、他の自治体の議会と積極的な交流及び連携を図るものとする。 <p>【政務活動費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 政務活動費の交付を受けた議員は、別に条例に定めるところにより、適正に執行し、報告しなければならない。 ● 政務活動費について必要な事項は、別途定める。 	<p>●議会及び事務局体制の充実</p> <p>＜議会の体制整備＞</p> <p>議会は、市長等の事務執行の監視及び評価並びに政策立案、政策提案等に関する機能強化に努めるものとする。</p> <p>議会は、前項に規定する機能強化のため、議員研修の充実を図るとともに、専門的な知識及び経験を有する者の知見を積極的に活用するものとする。</p> <p>議会は市議会のホームページ等の情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるための体制整備ならびに議会広報活動の充実強化に努めるものとする。</p> <p>＜議員研修の充実強化＞</p> <p>議会は、この条例の理念を議員間で共有する為、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例に関する研修を行わなければならない。</p> <p>議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。</p> <p>議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野から専門的な知識を取り入れるよう努めるものとする。</p> <p>＜議会事務局の体制整備＞</p> <p>議会は政策提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助させるため議会事務局の体制整備を行うものとする。</p> <p>議長は議会事務局の体制整備のため、大学等研究機関ならびに専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用を図ることができる。</p> <p>＜政務活動費＞</p> <p>政務活動費は、議員が政策立案又は提案を行うための調査及び研究に資するため交付されるものであることを認識し、我孫子市議会政務活動費の交付に関する条例に定めるところにより適正に執行しなければならない。</p> <p>政務活動費の収支報告書及び会計帳簿は、積極的に公表しなければならない。</p>	<p>●議会及び事務局体制の充実</p> <p>①議会及び議会事務局の体制整備</p> <p>1. (議員研修の充実強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 議会は、この条例(我孫子市議会基本条例)の理念を議員間で共有するため、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。 ● 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。 ● 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野から専門的な知識を取り入れるよう努めるものとする。 <p>2. (議会事務局の体制整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 議会は、政策提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助させるため議会事務局の体制整備を行うものとする。 ● 議長は、議会事務局の体制整備のため、大学等研究機関並びに専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用を図ることができる。 <p>3. (議会図書室の利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の図書の充実に努めるものとする。 ● 議会は、議会図書室の市民による利用を積極的に推進しなければならない。 <p>②政務活動費</p> <p>1. (政務活動費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 政務活動費は、議員が政策立案又は提案を行うための調査及び研究に資するため交付されるものであることを認識し、我孫子市議会政務活動費の交付に関する条例(平成25年我孫子市条例第〇号。以下「政務活動費条例」という。)に定めるところにより適正に執行しなければならない。 ● 政務活動費の収支報告書及び会計帳簿は、積極的に公表しなければならない。 ● 議会は、政務活動費条例の改正に当たっては、議会の役割及び活動状況を踏まえ、議会内で十分に検討するものとする。 <p>※政務活動費の交付に関する条例は、3月定例会で改正する予定。</p>	<p>●議会及び事務局体制の充実</p> <p>～政務活動費について～</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 議員は、政策立案、政策提言及び市政の課題に関する調査研究に資するため、政務活動費を有効に活用するものとする。 ● 議員は、別に定める使途基準に従い政務活動費を適正に執行するとともに、市民に対し、使途に関する説明責任を負うものとする。 ● 政務活動費についての必要な事項は、別に条例で定める。 <p>～議会改革の推進について～</p> <p>＜議会改革推進会議の設置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 議会は、議会改革に不断に取り組むべく、議員で構成する議会改革推進会議を設置する。 ● 議会は、必要があると認めるときは、前項の議会改革推進会議に学識経験を有する者等を構成員として加えることができる。 <p>＜他の自治体議会等との交流及び連携＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 議会は、他の自治体議会等との交流促進及び連携推進を図り、分権時代に相応しい議会のあり方についての調査研究を行うものとする。 <p>＜議会モニターの設置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 議会は、市民の負託に応え、円滑かつ民主的な議会運営等を推進するため、議会モニターを設置するものとする。 ● 前項の議会モニターに関し必要な事項は、別に定めるものとする。 <p>～議会及び議会事務局の体制整備について～</p> <p>＜議員研修の充実ならびに強化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 議会は、議員の資質の向上を図るため、議員に対する研修の充実に努めなければならない。 ● 議会は前項の研修に当たり、広く各分野の専門家や市民等との研修会を開催するよう努めるものとする。 ● 議会及び議員は、市政の課題を広い視点から捉えるため、他の自治体における事例等を調査研究するよう努めなければならない。 <p>＜議会事務局の位置づけ及び体制整備＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 議会は、議会の政策立案能力の向上及び議会活動の円滑かつ効率的な実施を図るべく、議会事務局の調査機能および法務機能の強化充実並びに組織体制の整備に努めるものとする。 <p>＜議会図書室の充実＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。 	<p>●議会及び事務局体制の充実</p> <p>■議員研修</p> <p>議会は、議員の資質及び政策形成能力の向上を図るため、積極的に学識経験者、市民と行う研修を実施する。</p> <p>■議会事務局の充実</p> <p>議会は、議員の政策形成能力向上、また、円滑な議会運営のため、議会事務局機能の充実・強化を図らなくてはならない。</p> <p>■議会図書室の充実</p> <p>議会は、議員の調査研究に資するため、適切な議会図書室の運営及び充実を図らなくてはならない。</p>
---	--	--	---	---

			<p><議会広報の充実></p> <ul style="list-style-type: none">・議会は、現在発行している「議会だより」を充実させると共に、「情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段」を活用することにより、議会の活動等について、市民に対し、わかり易く周知するよう努めなければならない。・議会は、広報紙等の充実のため、市民からの意見や要望等を汲み上げるよう努めなければならない。 <p><専門的知見（学識経験者等）の活用></p> <ul style="list-style-type: none">・議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査のため必要があると認めるときは、学識経験を有する者等で構成する設置し、討議に反映させるよう努めるものとする。	
--	--	--	--	--